

# MMLグリーン調達ガイドライン



第6版

2021年3月

株式会社宮古マランツ

## はじめに

株式会社宮古マランツは、地球環境保全を重視した企業活動が、日本のみならず全世界的規模での重要課題と考えます。

株式会社宮古マランツで生産される各種製品は、お取引様から供給頂いている材料・部品等により構成されております。

従いまして、お取引様のご協力なしには『MMLグリーン調達ガイドライン』に対応した活動を進めることは不可能と考えます。

お取引先様には株式会社宮古マランツの『MMLグリーン調達ガイドライン』に基づく活動へのご協力が必須となります。

当社の目指す持続的な地球環境の保全に向けた活動へのご理解と『MMLグリーン調達ガイドライン』への積極的なご協力をお願い申し上げます。

2017年12月  
株式会社宮古マランツ  
環境管理委員会

# 株式会社宮古マランツ

## 1. 目的

株式会社宮古マランツは取引先様と共に『MMLグリーン調達』を推進し環境負荷を低減していくことにより持続的な地球環境の保全に向けた取り組みを推進します。

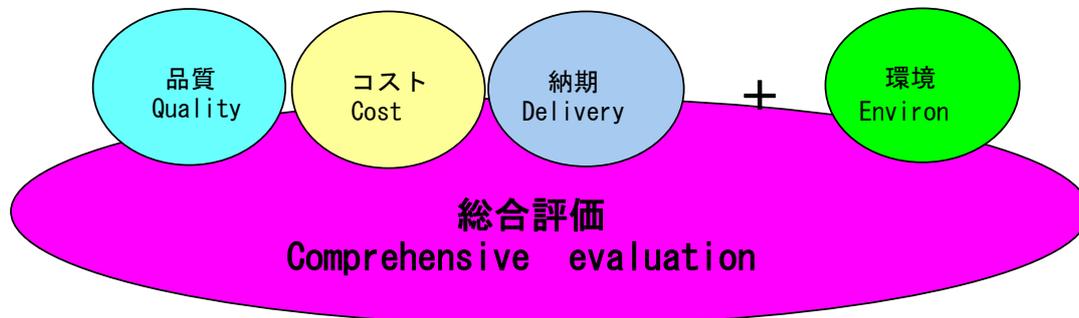
## 2. 適用範囲

株式会社宮古マランツが調達する下記の物品に適用します。

- ※ 原材料
- ※ 部品（含む梱包材料）、半製品
- ※ 副資材
- ※ 完成品

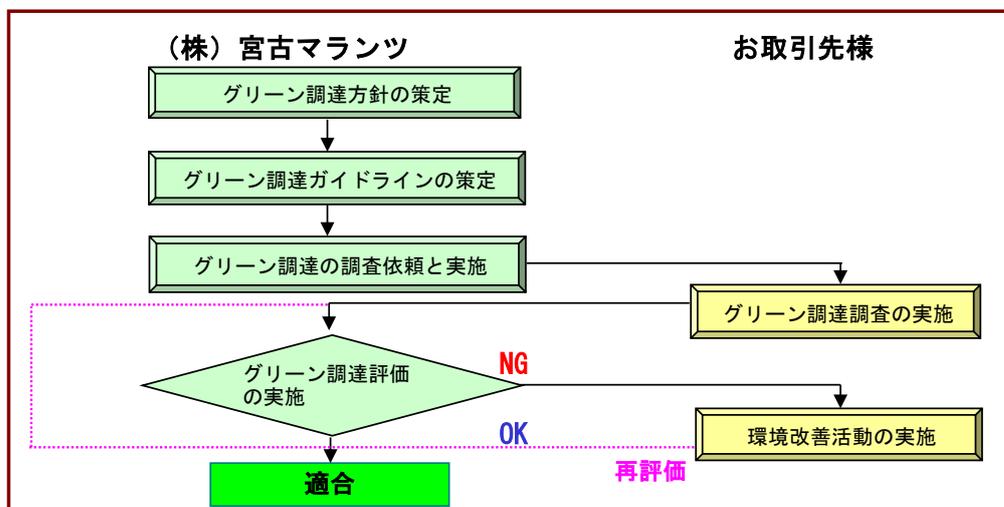
## 3. グリーン調達の方針

グリーン調達は『環境負荷の低減』であり『環境負荷の低減』を視点に物品及び取引様を評価し、その取引様と共にグリーン調達を推進していきます。したがって、株式会社宮古マランツは今後、品質（Q）・コスト（C）・納期（D）・+環境（E）の観点から評価した調達を進めていきます。



## 4. グリーン調達プロセスフロー

株式会社宮古マランツのグリーン調達は次のプロセスフローを進めます。



## 5. 本ガイドラインの趣旨

宮古マランツでは、宮古マランツ環境方針を定め、全ての事業プロセス・全ての製品において、環境配慮に取り組んでいます。

その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進致します。

この為には、グリーン調達がかかせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する宮古マランツの基本的な考え方であるMMLグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く部品、材料、ユニット、製品、副資材等（以下、納入品）について、調達取引様にお願いする具体的内容について示しています。

宮古マランツでは、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様と共に地球環境保全活動に取り組んで参ります。

## 6. 宮古マランツのグリーン調達基準

宮古マランツ、グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。

その為に、以下のようなグリーン調達基準を定め、宮古マランツのグリーン調達を推進しています。

### 6.1 環境管理システム（EMS）の構築

宮古マランツでは、環境経営推進の取り組みの一環として、環境管理システムを運用・構築し、ISO14001の認証取得を継続しています。又、調達に当たっては、EMS等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組み実施されている調達先様を優先致します。

### 6.2 調達品の含有科学物質の管理

調達品の含有科学物質の管理は、JAMP（\*1）における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有科学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施致します。

\*1：JAMP (Joint Article Manegement Promotion-consortium) は、アーティクルマネジメント推進協議会の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有科学物質情報の円滑な開示・伝達の為の仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足致しました。活動の詳細は次のURLを参照ください。

JAMP URL：<http://www.jamp-info.com/>

### 6.3 宮古マランツ環境関連物質リスト

宮古マランツでは、「環境関連物質リスト」を定め、以下の通り、「ランクA：禁止物質（群）」と「ランクB：管理物質（群）」の2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有科学物質を管理致します。

区分	判断基準	該当物質（群）
ランクA：禁止物質（群）	宮古マランツにおいて、調達品（梱包材含む）への含有を禁止する物質（群）。国内外の法規制で製品（梱包材含む）への使用が禁止又は制限されている物質（群）	別表1
ランクB：管理物質（群）	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める、物質（群）、又はクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）	別表2

尚、業界動向等の事情から、管理内容（物質群、管理レベル、閾値等）が異なる場合があります。

## 6. 4 調達取引先様へのお願い事項

宮古マランツでは、グリーン調達をする為に、ビジネスパートナーである調達取引先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい製品・部品・材料等の供給」、「調達品の環境品質確保の為に契約の締結」並びに「各種調査へのご協力」をお願い致します。  
調達取引先様には、これらのお願い事項や調査の趣旨をご理解戴き、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い致します。

## 6. 5 各種調査への協力

化学物質管理体制・含有化学物質に関する調査は下記となります。

- ・環境保全活動調査票又は取引先調査表\_\_添付資料-1
- ・グリーン調達取引先評価リスト\_\_添付資料-2
- ・製品に含まれる環境関連物質に関する保証書\_\_添付資料-3

<調査項目>

- ①環境関連物質使用/不使用宣言書による禁止物質の不含有の保証
- ②欧州REACH規則の認可対象候補となる高懸念物質（SVHC：\*2）の含有有無及び含有量調査（MSDSplus\_AISフォーム：\*3）、その他
- ③分析評価結果
- ④その他、上記お願い事項の確実化の為に必要な調査

\*2：高懸念物質（SVHC：substance of very high concern）とは、欧州REACH規則57条の基準に該当し、且つ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

\*3：MSDSplus\_AIS（Article Information Sheet）とは、JAMPが推奨する製品含有化学物質情報を伝達する為の基本的な情報伝達シートです。

## ⑤紛争鉱物調達調査。

**CSRの観点から、人権侵害に加担する鉱物を使用しないに務めること。**

紛争鉱物は、紛争地帯で採掘され、戦闘を継続させるための資金源として資金源として販売される大衆鉱物資源です。

特に人、タンクメタン、タンタル、金などの紛争鉱物は3IGとも呼ばれ、紛争に関与する武装集団の資金源となっていることに加えて、児童の強制労働といった人権侵害を引き起こしているといわれています。

## ⑥中国VOC調査。

**VOC規制国家標準 . . . . . 添付資料-4\_中国VOC規制調査シート**

中国国家標準化委員会は、2020年3月4日に、製品に含有されるVOCなどの有害物質の制限量に関する7件の国家強制標準（GB規格）を発行しました。いずれも2020年12月1日から適用が開始されます。

## ⑦TSCAの第6条(h)に基づく5種類のPBT物質調査 . . . 添付資料-5\_米国TSCA調査シート

米国の環境保護庁（EPA）は、2021年1月6日付けの連邦官報

有害物質規制法（TSCA）の第6条の(h)項に基づいて、以下に示す5種類の難分解性、生体蓄積性および毒性（PBT）を有する化学物質（PBT物質）、当該物質を含有する製品（product）および成形品（article）の製造、加工および商業的流通を禁止および制限

## 7. 用語の定義

- ・使用 : 洗浄等の製造工程に使用し、製品や部品に化学物質を含有していない場合を言う。
- ・含有 : 化学物質が製品を構成する部品や材料に含まれることを言います。
- ・含有濃度 : 化学物質の濃度で、下記の計算式で算出します。  
含有濃度 = 対象化学物質の含有質量 ÷ 対象化学物質を含有する部位の質量  
単位は [ppm] (1ppmは百万分の一) または [wt%] (1wt%は百分の一)  
等で表します。  
なお含有濃度を算出する際の「部位の質量」の考え方は、適用される法律により異なりますので、対象化学物質の閾値レベル欄または備考欄をご参照ください。
- ・意図的添加 : 特定の特性、外観、品質をもたらすために製品や部品に故意に含有させること。
- ・不純物 : 天然原料中に含まれ、工業材料として製造される過程で除去しきれない物質。または材料、薬品の合成反応の過程で生じた副生成物および触媒残渣などを指します。  
例) 鉛フリーはんだ中の不純物の鉛  
合成樹脂材料中の除去しきれないモノマー成分
- ・均質材料 : 機械的に異なる材料に分解できない材料。  
例) 電源ケーブルでは外部被覆と内部被覆、芯線がそれぞれが均質材料となります。また外部被覆に型式など印刷がある場合にはそのインクも均質材料となります。
- ・成形品 : 製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。  
例) 基板、コンデンサ、モータ、歯車、樹脂ケースなどが成形品となります。
- ・CAS No. : 米国化学会のChemical Abstract Serviceが化学物質に付与した番号(化学物質の固有番号)
- ・IEC62474 : IEC (国際電気標準化会議) で定められた含有化学物質開示手順に関する国際規格
- ・Candidate List : REACH規則の認可候補物質であるSVHC(高懸念物質)掲載されているリスト
- ・環境物質 : 調達品に含有される物質のうち、株式会社宮古マランツが決定した物質。
- ・許容濃度 : 均質材料当たりの濃度をいう。(均質材料とは機械的に別々の材料に分離できない材料を意味する)
- ・プラスチック : 合成高分子物質から形成されている材料あるいは素材をいう。  
(合成高分子物質からできる繊維、フィルム、粘着テープ、成形製品、合成ゴム製品、植物原料プラスチック、接着剤など、天然の樹脂が上記の合成高分子物質と合成された場合)
- ・化学物質 : 元素単体及び化合物であって、天然に存在し、または生産工場から得られるもの。  
(例: 酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼンなど)
- ・調剤 : 2種類または、それ以上の化学物質が意図的に混合された製品。  
(例: インク、使用前の半田、接着剤、合金など)
- ・成形品 : その化学物質が果たすよりも大きな程度にその最終使用の機能を決定付ける特定の形状、外見または、デザインが製造中に与えられた物体をいう。  
(例: パソコンのキーボードやパソコン本体など、成形された物体をいう)

## 8. 特定化学物質基準

株式会社宮古マランツは環境負荷の高い化学物質が、購入部品や材料に含有するかの有無及びその量をデータベース化することにより、製品に含有する化学物質の把握をおこない、製品に使用しない活動を進めます。

別表1 ランクA：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	宮古マランツへの納入品において禁止する時期	宮古マランツへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A01	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A03	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止及び 100ppm(*1、*2)
A04	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm(*1、*2)
A05	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm(*1、*2)
A06	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm(*1、*2)
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC類、HCFC類、HBCF類、四塩化炭素等）	既に禁止	意図的添加の禁止
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB類）	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm(*1)
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE類）	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm(*1)
A10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：PCB類）	既に禁止	意図的添加の禁止
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A12	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止
A13	一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	既に禁止	意図的添加の禁止
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	既に禁止	意図的添加の禁止
A15	ビス（トリブチルスズ）=オキシド（略称：TBTO）	既に禁止	意図的添加の禁止
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A17	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-	既に禁止	意図的添加の禁止

8. 特定化学物質基準  
別表－1 続き

番号	物質（群）名	宮古マランツへの納入品において禁止する時期	宮古マランツへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
	1, 4, 4 a, 5, 8, 8 a-ヘキサヒドロエキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：アルドリン）		
A 1 8	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4 a, 5, 6, 7, 8, 8 a-オクタヒドロ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：エンドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 9	黄りん（例：マッチの火薬に含有している場合がある）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 0	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3 a, 4, 7, 7 a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1 H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3 a, 4, 7, 7 a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1 H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名：クロルデン又はヘプタクロル）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 1	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 2	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名：DDT）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4 a, 5, 6, 7, 8, 8 a-オクタヒドロエキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：デイルドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 5	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ [2. 2. 1] ヘプタン（別名：トキサフェン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 6	2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノ	既に禁止	意図的添加の禁止

8. 特定化学物質基準  
別表－1 続き

番号	物質（群）名	宮古マランツへの納入品において禁止する時期	宮古マランツへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
	ール		
A 2 7	$\beta$ -ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 8	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 9	ビス（クロロメチル）エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 1	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 2	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 3	2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン（別名：マイレックス）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 5	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール（別名：ケルセン又はジコホル）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 6	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン（別名：六塩化ブタジエン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 7	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名：PFOS）又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 8	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）＝フルオリド（別名：PFOSF）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT類）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 0	三置換有機スズ化合物（A 1 4, A 1 5を除く）	既に禁止	意図的添加の禁止及び1000ppm（*3）
A 4 1	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 3	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名： $\alpha$	既に禁止	意図的添加の禁止

8. 特定化学物質基準  
別表－1 続き

番号	物質（群）名	宮古マランツへの納 入品において禁止す る時期	宮古マランツへの納入品にお いて禁止する含有濃度の閾値
	－ヘキサクロロシクロヘキサン)		
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 5	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 6	デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 <sup>2</sup> . 0 <sup>3</sup> . 0 <sup>4</sup> . 0 <sup>8</sup> ] デカン-5-オン (別名: クロルデコン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 7	ジオクチルスズ化合物 (略称: DOT)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1 0 0 0 p p m (* 3、* 4)
A 4 8	ジブチルスズ化合物 (略称: DBT)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1 0 0 0 p p m (* 3、* 4)
A 4 9	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名: エンドスルファン又はベンゾエピン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 0	ヘキサブロモシクロドデカン (略称: HBCD)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 1	一部の多環芳香族炭化水素 (PAHs)	既に禁止	人体に触れる部分 及び 1 p p m (* 4)
A 5 2	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (略称: DEHP)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1 0 0 0 p p m (* 5)
A 5 3	フタル酸ジブチル (略称: DBP)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1 0 0 0 p p m (* 5)
A 5 4	フタル酸ブチルベンジル (略称: BBP)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1 0 0 0 p p m (* 5)
A 5 5	フタル酸ジイソブチル (略称: DIBP)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1 0 0 0 p p m (* 5)

## 8. 特定化学物質基準

### 別表－１ 続き

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、又は品質をもたらす為に納入品の形態時に化学物質を故意にしようすることです。

\*1 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、且つ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。尚、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素濃度とします。但し、欧州Rohs指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

\*2 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で100ppmを含有濃度の閾値とします。尚、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素濃度とします。

\*3 禁止する含濃度の閾値は、意図的添加がなく、且つ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBTのみ混合物も含む）とします。

\*4 欧州REACH規則付属書Ⅶ記載の用途と物質群を対象とします。但し、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

\*5 禁止含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、且つ不純物としての各物質の含有濃度という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。但し、欧州Rohs指令で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

## 8. 特定化学物質基準

株式会社宮古マランツは環境負荷の高い化学物質が、購入部品や材料に含有するかの有無及びその量をデータベース化することにより、製品に含有する化学物質の把握をおこない、製品に使用しない活動を進めます。

別表2 ランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	アンチモン及びその化合物
B02	ヒ素及びその化合物
B03	ベリリウム及びその化合物
B04	臭素系難燃剤（PBB類（A08）及びPBDE類（A09）を除く）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分）
B06	フタル酸エステル類（DEHP（A52）、DBP（A53）、BBP（A54）、DIBP（A55）及び（B12）で指定されたフタル酸エステル類を除く）
B07	ポリ塩化ビニル及びその化合物（略称：PVC）
B08	セレン及びその化合物
B09	パーフルオロカーボン（略称：PFC類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC類）
B11	六フッ化硫黄
B12	欧州REACH規則のSVHC（認可対象候補物質）（*6）
B13	赤りん（樹脂中の難燃剤用途）

（\*6）欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

## 9. 環境関連法規制一覧

No.	
1	大気汚染防止法
2	水質汚濁防止法
3	騒音規制法
4	振動規制法
5	悪臭防止法
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
8	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
9	消防法
10	高圧ガス保安法
11	毒物及び劇物取締法
12	再生資源の利用促進に関する法律
13	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
14	エネルギーの使用合理化に関する法律
15	労働安全衛生法（有機溶剤中毒予防規則）
16	労働安全衛生法（特定化学物質等障害予防規則）
17	地球温暖化対策の推進に関する法律
18	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
19	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
20	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）
21	その他（地方条例等）

### 9. 1 該当法規制

- オゾン層保護法** : オゾン層破壊物質の製造規制、排出抑制、使用の合理化を目的とし具体的な措置を定めた法律。特定フロン、ハロンなどは生産が禁止されHCFCなども順次禁止となる。
- 温暖化防止法** : 地球温暖化を防止するために二酸化炭素、P F Cなどの温室効果ガスの排出制御を目的とした法律。
- 労働安全衛生法** : 労働者の安全と健康を確保し快適な職場環境の形成を目的とした法律。許可、製造禁止、製造表示対象化学物質などを定めている。
- 化学物質審査規制法** : 人の健康を損なう恐れがある化学物質による環境の汚染を防止するための法律。新規化学物質の製造又は輸入に対処し、その化学物質の難分解性等の審査を行ない使用等について必要な規制をおこなう。
- 特別化学物質障害予防規則** : 労働者の皮膚炎、神経障害等の健康障害を防止する為の労働安全衛生法の中で定めた規則。使用する物質の毒性の確認、関係施設の改善等の措置を行い、化学物質等に暴露される期間および程度を最小限にするように定めている。
- P R T R法** : 化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。特定の化学物質の環境への排出等の把握・報告並びに情報（MSDS）の提供について定められている。
- R E A C H規則** : 化学物質の登録・評価・認可・制限を定めた規制。発ガン性、変異性など有害性がある化学物質の販売や使用を制限したり、成形品においてはS V H C（認可候補物質）が1000ppmを超えて含有している場合は情報伝達や届出が必要となる規則。
- R o H S 指令 (RoHS2)** : 電気・電子機器製品を対象とした特定有害物質の含有禁止を定めた指令。特定有害物質（鉛・水銀・カドミウム・6価クロム・PBB・PBDE）追加4物質（フタル酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHP）・フタル酸ジフェニル（BBP）（フタル酸ジ-n-ブチル（DBP）・フタル酸ジイソブチル（DIBP）
- 紛争鉱物調達調査** : 電気・電子機器製品を対象とした特定有害物質の含有禁止を定めた指令。
- 中国VOC調査** : 電気・電子機器製品を対象とした特定有害物質の含有禁止を定めた指令。
- TSCAの第6条(h)に基づく5種類のPBT物質** : 米国の環境保護庁（EPA）は、2021年1月6日付けの連邦官報で、有害物質規制法（TSCA）の第6条の(h)項に基づいて、以下に示す5種類の難分解性、生体蓄積性および毒性（PBT）を有する化学物質（PBT物質）、当該物質を含有する製品（product）および成形品（article）の製造、加工および商業的流通を禁止および制限

## 10. プラスチック材料名表示の明確化

株式会社宮古マランツへの納入において、プラスチック材料25g以上の成形品は、以下のJIS規格に従った材料名の記号を表示し、25g以下の場合でも可能な限り表示してください。

- ※ JIS K 6899 (ISO1043-1) 『プラスチック記号-第1部：基本重合体及びそれらの特性』
- ※ JIS K 6899-2 (ISO1043-2) 『プラスチック記号-第2部：充重鎮材及び強化材』
- ※ JIS K 6999 (ISO11469) 『プラスチック-プラスチック製品の識別と表示』

## 11. 省資源・省エネルギーの推進

株式会社宮古マランツへの納入品は、省資源・省エネルギーの志向の元で製造・流通・使用のできるような環境負荷の低減を推進にご協力ください。

- ※ 使用時の消費電力を可能な限り低減し、待機時の消費電力を1W未満とする。
- ※ 小型・軽量化を可能な限り図る。
- ※ 希少資源の使用を可能な限り少なくする。
- ※ 破棄になる材料を可能な限り少なくする。

## 12. 再使用部品・再生素材利用の推進

株式会社宮古マランツへの納入品は、地球環境への負荷低減のため、可能な限り再使用部品や再生素材の利用推進をお願いします。

## 13. リサイクル性の向上

株式会社宮古マランツへの納入品は、リサイクルしやすい素材を使用し、素材ごとに分離・分解でき、原料としてリサイクル可能な設計・製造をお願いします。

## 14. 調査シート

別紙、調査シートの回答をベースに評価させて戴きます。  
回答及び提出方法については弊社担当部門より説明致します。

## 15. 調査と評価

グリーン調達調査・評価は、新規取引時、適用法令に大きな変更が生じた場合及び特に指定させて頂いた取引先様に対して実施致します。  
尚、調査・評価につきましては、取引先様との売買契約に基づく守秘義務を順守致します。

## 16. 見直し及び改訂

グリーン調達ガイドラインは、国内外の行政及び民間からの環境に関わる指針や目標、そして社会情勢の動向を参考に見直し及び改訂を行います。

## 付則-1適用除外事項（RoHS適用除外事項に準ずる）

1. 各ランプあたり5mgを越えないコンパクト蛍光灯内の水銀
2. 一般用直管蛍光灯内の以下を越えない水銀—ハロリン酸塩ランプ 内に10mg  
通常の耐久性があるトリン酸塩ランプ 内に5mg—長い耐久性があるトリン酸塩ランプ 内に8mg
3. 特定用途の直管蛍光灯内の水銀
4. 1. 2. 3. で明確に言及されなかった他のランプ 内の水銀
5. 陰極線管、電子部品、及び蛍光管のガラス内の鉛
6. 合金に含まれる鉛でその比重が鉄合金で最大0.35%、アルミニウム合金で最大0.4%  
銅合金では最大4.0%のもの
7. -1高融点半田内の鉛（重量比で鉛85%以上を含む鉛合金）
7. -2サーバー、データストレージ、及びデータストレージシステム、通信システムのネットワーク管理、  
スイッチング、信号処理、伝送などの機器内の半田に含まれる鉛
7. -3電子セラミック部品内の鉛（例：圧電素子）
8. 一部の危険な物質や調剤販売と使用規制に関する指令76/769/EECを修正する指令  
91/338/EECで禁止されている使用法を除く電気接点中のカドミウム（含み化合物）と  
カドミウムメッキ
9. 吸収式冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの耐蝕材として用いられる六価クロム
10. 鉛青銅製ベアリングシェル/軸受けに含まれる鉛
11. コンプライアントピソクネクトシステムの鉛
12. 熱伝導モジュールリングのコーティング材の鉛
13. 光学ガラスとフィルターガラスに含まれる鉛とカドミウム
14. マイクロプロセッサのパッケージとピンを接続するための合金半田中の鉛で重比80以上  
85未満の含有率となるもの
15. ICの内部でフリップチップにダイとキャリアの間を接続するための半田に含まれる鉛
16. 酸化珪素でコーティングされた管の線状白熱灯内の鉛
17. プロ用リポグラフィに使用する高強度放電(HID)ランプ内の放射物としてのハロゲン化鉛
18. SMS(Sr, Ba)2MgSi207:Pb)のような燐光体を含むジアゾ印刷リポグラフィ、リトグラフ  
虫取器、光化学及び加工プロセス用の特殊用途のランプとして使用する時と同様に  
BSP(BaSi205:Pb)のような燐光体を含む日焼けランプとして使用する時の放電灯の  
蛍光パッケージ内の（目方で鉛が1%以下）活性剤としての鉛
19. 超コンパクト省エネルギーランプ(ESL)内の主なアマルガムとして特定の組成にPbBiSn-Hgや  
PbInSn-Hgと共に含まれる鉛、及び補助アマルガムとしてPbSn-Hgと共に含まれる鉛
20. 液晶ディスプレイ(LCD)に使用されるフラット蛍光灯の前後の基部を結合するのに使用  
されるガラス内の酸化鉛
21. 耐熱ガラス(ホウ酸ガラス)用の印刷インク鉛とカドミウム
22. 光ファイバー通信システムに用いられるRIG（希土類鉄ガーネットフェライト）電磁回転子の  
不純物としての鉛
23. 0.65mm以下のピッチのNi-Feリドフレームのコネクター以外のファインピッチ部品の仕上げ  
処理中の鉛、及び0.65mm以下のピッチのCuリドフレームのコネクター以外のファインピッチ部品の  
仕上げ処理中の鉛
24. セラミック多層コンデンサに円形で平面的に配置された貫通穴が機械加工されたものに、  
半田付けするための半田中の鉛
25. プラスマディスプレイバルブ(PDP)と表面伝導型電子放出素子ディスプレイ(SED)の構成部品に  
使用される酸化鉛：多くは、プリント印刷されている前面及び後面ガラス誘導体層、  
パズ電極、パリアリブ、シールドリット、リットリング内の酸化鉛
26. Black Light Blue(BLB)ランプのガラス筒中の酸化鉛
27. ハイパワースピーカー(数時間125db SPL又はそれ以上の音圧で数時間の使用を想定して  
設計されたもの)で使用される転換期の半田の中の鉛合金
28. 無塗装金属板及びファスナーの腐食防止用途の六価クロム防食剤、及び2002/96/EC指令の  
カテゴリー3の製品(IT及び通信設備)内の電磁気シールドに含まれる六価クロムを2007年  
7月1日まで除外を認める
29. 指令69/493/EEC(注)の別表1(カテゴリー1. 2. 3. 及び4)で定義されたクリスタルガラスの中の  
鉛[(注)EU官報L29、1969年2月1日 P36、指令は加盟の2003年までに修正済み]

## 付則-2鉛フリー半田対応について

(株)宮古マランツでは、鉛フリー対応半田付け条件として下記の標準に基づき半田付けを行う。

弊社の半田付け温度条件で加熱した部品が、納入仕様書に記載の電気的特性及び機械的特性を満足できることの検証をお願い致します。

部品の特性上、弊社の半田付け条件（温度設定）で問題が生じる場合は、保証可能な温度領域及びその他必要とされる条件の提示をお願いします。

### 1, 使用半田の組成

部品接合用の標準半田は、原則として下記を使用致します。

リフローソルダーリング : Sn-3Ag-0.5Cu

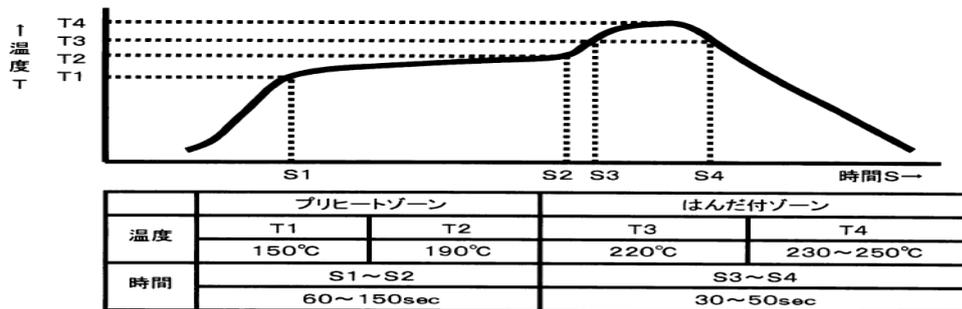
フローソルダーリング : Sn-3Ag-0.5Cu

手半田付け : Sn-3Ag-0.5Cu

### 2, 半田付け条件

#### 2. ハンダ付け条件

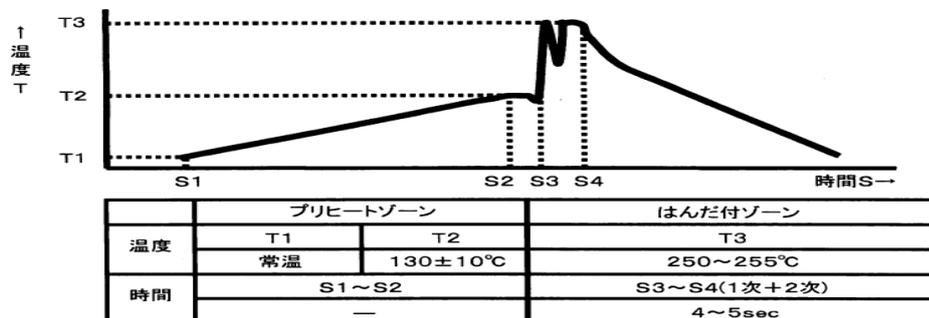
##### (1) リフロー温度プロファイル



リフロー回数:最低2回に耐えること

本条件は、ハンダ付部(部品電極部)の温度管理値である

##### (2) フロー温度プロファイル



T2は、基板ハンダ付面ボトム側の基板表面温度(管理値)である。  
T3は、ハンダ槽の設定温度(管理値)である。

##### (3) 手半田付け

コテ先温度 : 370°C ± 10°C      半田付け時間 : 1 ~ 3 Sec

3, 製品、半製品等、基板を組み立てされた状態で納入いただくお取引様においては、接合部に使用される半田組成を通知願います。

変更履歴	版数	変更内容
2008年12月27日	初版発行	初版発行
2012年8月28日	2版発行	7. 1項追加 該当法規制追加 購入物品調査表・使用・含有化学物質調査結果付則用紙追加
2017年12月28日	3版発行	1項～16項文書見直し訂正 添付資料-1～3明確化
2019年2月12日	4版発行	9. 1項RoHS指令禁止4物質追加 添付資料-3_書式変更 (製品に含まれる環境関連物質に関する保証)
2021年1月25日	5版発行	6. 5項_⑤⑥追加 9. 1項紛争鉱物調査・中国VOC調査追加
2021年3月15日	6版発行	6. 5項_取引先調査表追加 6. 5項_⑦追加 9. 1項TSCAの第6条(h)に基づく有害物質調査追加

# 環境保全活動調査票

貴社名	
所在地	〒
URL	
本社名	
所在地	〒
URL	
業態	<input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 商社 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> その他( )

記入日	
記入者氏名(部署・役職)	印
責任者氏名(部署・役職)	印
電話番号	
Eメールアドレス	

(株)宮古マランツとの主な取引商品

--

(1) 貴社のISO14001認証取得状況について

項目	YES / NO	取得日 / 審査日
ISO14001認証取得済みである		
ISO14001認証取得の計画がある		

(2) 貴社の環境保全活動についての具体的活動 [(1)がNOの場合は必ずご記入ください]

--

(3) 貴社のグリーン調達推進状況について

項目	YES / NO	備考
グリーン調達を実施している		
グリーン調達に関するガイドラインがある		
禁止含有物質に関するリストがある		
他社納入先のグリーン調達ガイドラインを遵守している		
他社納入先より環境パートナーの認定を受けている		
宮古マランツの要望に対応出来る(環境調査、工場監査)		

(4) 環境データについて

項目	YES / NO	備考
環境データ(JGP、MSDS、ICP)を作成・提出できる		
LOT毎の環境データの提出は可能である 不可の場合は、どのようなタイミングで提出可能か？ 例：一年毎、材料変更毎、製品改版毎 等		
各データに関し保証ができる		

株式会社宮古マランツ

# 取引先調査表

※ 仕入先が商社又は注文の経由のみの場合は、仕入先自らの責任で記入するか、当該製造元へ転送し記入して下さい。

調査年月日		貴社承認	貴社作成
貴社名			
回答部署			
対象品目			

※ご記入方法：青色のセルに関してご入力をお願い致します。

また、「自己評価欄」に下記5段階の採点基準にて自己評価した点数を入力し、コメント欄に詳細をご入力下さい。(対象外の項目については「N/A」を選択)

5	完全に適合	：文書があり、完全に実施・運用している。
4	大部分に適合	：完全に実施・運用しているが文書がない。文書が有り、実施・運用されているが完全ではない。
3	一部適合	：実施・運用されているが注意を要する程度の欠点がある。文書は有るが実施・運用に不備(抜け)が目立つ。今後、実施・運用予定である。
2	改善勧告	：改善しないと将来不適合が発生する可能性のある事項。
1	不適合	：システムの欠陥または機能していない欠陥。不適合品の出荷の可能性を引き起こす事項。

Ver.1

認証名	取得状況	該当に「O」	取得(予定)時期等	
ISO9001又はISO/TS16949	認証を取得している		取得時期	年 月
	認証取得を計画している		取得時期	年 月取得予定
ISO14001	認証を取得している		取得時期	年 月
	認証取得を計画している		取得時期	年 月取得予定
その他の認証取得	認証を取得している		認証名:	年 月
	認証取得を計画している		認証名:	年 月取得予定

No	項目	該当する規定、文書、具体例、実施状況を記載	記録名、帳票名	自己評価点	MML評価点
1	文書管理	手順書、規格書等は、最新版管理及び定期見直しが実施され、現状と合致しているか。			
2		顧客の技術規格/仕様書及びその変更について、内容確認、配布、実施を確実にするプロセスを定めているか。 ※顧客変更指示有事の対応。			
3	経営者・組織	不適合となった製品又はプロセスの情報が、是正処置に対する責任及び権限をもつ管理者に速やかに報告されているか。			
4		品質問題やシステムに関し、対策会議を行い、結果の反映を行っているか。			
5		品質保証体系図及び製品毎のQ/U工程図があるか。また、各プロセスに關与する要員は明確になっているか。			
6	機密管理	情報管理体制、方法を明確にして運用し、情報漏洩の恐れが無いような管理を行っているか。(顧客製品情報についての機密保持)			
7	教育	製品品質に影響する仕事に従事する要員に必要な力量は明確になっており、その必要な力量が与えられるよう教育・訓練を行っているか。			
8	OJT	品質に影響する新規の業務又は変更された業務は、要員に業務上の教育・訓練を行っているか。			
9		要員に不適合が顧客に与える影響について知らせているか。			
10	要求事項の明確化	貴社が弊社へ製品供給のコミットメントをする前に、弊社の要求事項(品質、環境、コスト、納期、サービス)に従って、製品を供給する能力を有することを評価しているか。(事前評価)			
11	適合判定基準	合格基準は明確に定義され、顧客から要求があれば顧客によって承認されることとなっているか。			
12	変更管理	製品実現に影響する変更(作業方法、材料、案件、装置等の変更)を管理し対応するプロセスがあるか。また、あらゆる変更の影響を評価し、検証及び妥当性確認活動を行い、事前に弊社に連			
13	製造のフィージビリティ(製造の実現可能性調査)	契約内容確認のプロセスで、提案された製品の製造実現可能性を調査し、確認し、文書化しているか。(特に、リスク分析において、実現能力の評価、資源、又工程においては不具合の潜在性、工程能力など)			
14	顧客支給品の管理	顧客支給品の受入保管方法を定めているか。また、それは適切に守られているか。			
15	購買	購買先を管理する仕組みがあり、定期的に評価を実施し、改善指導を行っているか。			
16		購買先(アウトソーシングを含む)へは、貴社の要求事項(品質、環境、コスト、納期、サービス、要員など)に従って、製品(部品、材料等)を供給する能力を有することを評価しているか。			
17		アウトソースはあるか。ある場合アウトソースする工程は、明確になっているか。			
18		製品に適用される購買製品又は材料は適用される法規制に適合しているか。			
19		供給者を以下の指標等にて監視及び指摘しているか。①納入された製品の品質②市場返品を含む顧客が持つ主要な納期要件③品質問題、納期問題④関連しての顧客からの警告や処置			
20	納期管理	納期を遵守するためのシステムがあり、納期遅延が予想される場合、事前に連絡を行い、納期遅延が発生した場合、対策できる仕組みになっているか。			
21	製造	QC工程図は、作成されているか。			
22		工程内の作業管理・装置管理・作業手順は文書化されているか。			
23		製品の検査方法は明確になっているか。また、製品が弊社要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録は明確になっているか。			
24		製造の結果が、それ以降の監視又は測定で検証できない場合、製造プロセスの妥当性確認を実施しているか。			
25		新設備、新技術、手順の適用時及び新品種の立ち上げに際し、認定のルールがあるか。			
26		ハーテイクル、温度湿度、ESDなど、製品品質に影響を与える環境条件は規定した通りに管理し、その記録は保管されているか。			
27		製品の検証内容は項目として整理され、検査成績書又はチェックシート等に記入され、提出されるルールとなっているか。また、この検査成績書は承認されるルールとなっているか。			
28	不適合品の管理	工程内不具合及び顧客クレームの処理フローが定められているか。			
29		社内・外の、要求事項に適合しない製品(不適合製品)を処理する手順及び責任と権限は明確になっているか。			
30		不適合製品(社内・外)に関する一連の活動(不適合内容、処置、ロットの特定、水平展開、特別採用など)の結果は、全て記録および維持されているか。			
31		不適合品は識別され、隔離されているか。また、特定できない、疑わしい製品は、不適合品として分類されているか。			
32	トレーサビリティ	製品に使用されている素材、化学薬品、部品等について、ロットNo. などのトレーズ範囲は明確化されているか。			
33		工程の作業履歴(ロット、作業日、着工数、完成数、不良数、不良内容等)の記録を保管し必要時提供できるシステムになっているか。(トレーズ範囲の確実性)			
34	校正	監視及び測定に必要な計測機器はリストになっており、手順を定め、結果を記録するルールとなっているか。また、国家標準へのトレーサビリティが証明できるか。			
35		校正切れが発生した場合の処置と対応がルール化され(それまでに測定した結果の妥当性の評価など)、記録を保管しているか。			
36	緊急時の対応計画	ユーザーの停止、労働力不足、主要設備の故障、品質不具合による市場回収などの場合に備えて緊急時対応のプランは準備されているか。			
37	データの分析	統計的手法を用いて、製品要求事項への適合性、工程能力、プロセスと製品の特性及び傾向等を分析しているか。また、この分析結果をどのように活用しているか。			
38	是正処置予防処置	1) 作業者に再発防止対策をどのように理解させているか。また、継続確認はどのように行なわれているか。			
39		不適合の未然防止に対する仕組みはあるか(想定リスク把握と改善:FMEAの適用またはこれに類する活動の有無)			
40	法令順守	経営上必要な法規、遵守方法が会社(工場)単位で明文化され、運用できているか。			

MML記入欄	評価点	点	評価内容:
--------	-----	---	-------

MML押印欄	
承認	作成

0	E	管理ができていない
41	D	管理が不足している
51	C	ほぼ管理ができています
71	B	管理されている
86	A	良く管理されている

# 環保調查票

公司名	
地址	〒
URL	
本社名	
地址	〒
URL	
業務	<input type="checkbox"/> 厂家 <input type="checkbox"/> 商社 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 其他( )

記入日	
記入者姓名(部署・職位)	印
責任者氏名(部署・役職)	印
電話番号	
E-MAIL	

## 和我公司重要交易產品

--

## (1) 貴公司SO14001 認證取得狀況

項目	YES / NO	取得日 / 審査日
有ISO14001 認證		
有計畫取得ISO14001 認證		

## (2) 有關貴公司的環保具體的活動 [(1) 是NO的話⇒必須記入]

--

## (3) 貴社の環保的採購推進狀況

項目	YES / NO	備考
環境対応部門がある		
実行環保採購		
有環保採購方針		
有禁止含有物質的清單		
遵守別的公司環保採購方針		
得到別的公司環保合作伙伴認定		
東信電氣の要望に対応出来る(環境調査、工場監査)		

## (4) 環境データについて

項目	YES / NO	備考
環境データ(JGP、MSDS、ICP)を作成・提出できる		
LOT毎の環境データの提出は可能である		
不可の場合は、どのようなタイミングで提出可能か？ 例：一年毎、材料変更毎、製品改版毎 等		
能保証各種数据		

# グリーン調達取引先評価リスト

Ver3.0

取引先様記入欄					
評価年月日	年	月	日	取引先コード	評価責任者名
会社名					TEL
所在地					FAX
納入品目名					Eメールアドレス

承認	確認	担当

総合評価点数		総合評価	
--------	--	------	--

\* 総合評価(点数): A: 80以上(max 100) / B: 51 - 79 / C: 21 - 50 / D: 20以下[自動計算]

## 1. 環境マネジメントシステムの認証取得に関する評価項目

認証取得状況	* ISO14001など、第三者機関の認証を取得されていますか？			評価	point	備考
a ISO14001 認証取得済み	認証取得日	認証機関	認証番号			
b ( ) 認証取得済み	認証取得日	認証機関	認証番号			
c ( ) 認証取得活動中	審査予定日	認証機関				
d 認証取得活動未定	今後の認証取得活動計画 (有 / 無)					

\* 項目1の該当する評価欄にYを記入ください。

\* 評価点 : a: 40 / b: 5 / c: 2 / d: 0 ( a の場合 <2 環境保全活動に関する評価項目>の初めの10項目が自動加算されます)

\* a以外にYを記載されたお取引先様は下記2. の環境保全活動に関する評価項目に進み評価をお願いいたします。

## 2. 環境保全活動に関する評価項目

弊社ガイドライン要求項目	評価	point	備考
企業理念・方針	環境保全に対する企業理念あるいは方針がありますか。 企業理念あるいは方針は、継続的な改善及び汚染の予防を誓約していますか。 企業理念あるいは方針には、環境に関する法規制の遵守を明記されていますか。 企業理念あるいは方針は、文書化し全従業員に周知され、さらに外部の人でも入手可能にされていますか。		
組織/計画	環境管理のための組織・推進責任者が設定されていますか。 環境保全のための目的・目標及び実行計画が策定されていますか。		
運用管理(仕組み)	法規制や顧客要求に関わる具体的な改善計画が策定される仕組みがありますか。 全従業員に対する環境教育や啓蒙活動を実施する仕組みがありますか。 事故・災害時に環境負荷の拡大を防止する仕組みがありますか。 環境内部監査の仕組みがありますか。		
環境側面(影響評価)	下記の環境に影響を与える要因を評価する基準があり、評価結果を環境負荷低減活動に反映する仕組みがありますか。 ①大気汚染 ②水質汚染 ③騒音・振動 ④廃棄物処理 ⑤納入品に含まれる環境負荷化学物質 ⑥電気・ガス・燃料などのエネルギー		

\* 項目2の評価欄には下記基準に従い記入ください。

\* 評価の基準: Y=充分実施されている ・ E=一部実施されている ・ N=実施されていない ・ - =非該当

## 3. 資材・完成品の環境負荷低減に関する評価項目

弊社ガイドライン要求項目	評価	point	備考
法律/条例への順守	WEEE/RoHS指令に基づく活動を行っていますか。		
QMS省令への適合 (医療機器製品の場合)	大気汚染防止に関する法規制対応の活動(日本においては自動車Nox・PM法)・水質汚濁防止法に基づく活動を行っていますか。 ※その他法令・条例に対して取り組みがある場合、備考欄に記載ください。 <b>試験・校正サービス(計測機器校正)</b>		
特定化学物質含有の管理 (含有禁止物質)	製品及びその梱包部材で、法規制や条例に定められた使用禁止物質が含有されていませんか。 法規制や顧客要求事項が社内規定に展開されていますか。また、適時見直されていますか。 製品及びその梱包部材で、特定化学物質を使用する場合、弊社の「グリーン調達ガイドライン」に従っていますか。		
(削減計画)	全廃・削減物質に関する削減計画がありますか。		
省資源/省エネルギー /再生資源の活用	小型・軽量化や長寿命・使用部材削減など、省資源・省エネルギー設計がなされていますか。		
リサイクル性	3R(リデュース・リユース・リサイクル)等の省資源化・長期使用可・廃棄物削減・分解性を考慮した設計を行っていますか。		
梱包資材の環境配慮度	資材/部材に使用している梱包材についても、上記と同様に、省資源・リサイクル・減量及び環境負荷化学物質の含有量削減などが実施されていますか。		

\* 項目3の評価欄には下記基準に従い記入ください。

2012年8月22日 2版: 項目3 法令・条例記載内容変更

\* 評価の基準: Y=充分実施されている ・ E=一部実施されている ・ N=実施されていない ・ - =非該当

2022年8月25日 3版: 項目3 医療機器製品追加

\* "WEEE/RoHS指令に基づく活動がない" 又は"法規制や条例に定められた使用禁止物質の含有がある" については大幅な減点となります。



株式会社 宮古マランツ 宛

貴社名: 社印

部署名:

責任者名: 印

製品に含まれる環境関連物質に関する保証書

株式会社宮古マランツに直接及び第三者から納入される調達品・製品・部品について、含有化学物質が使用禁止・規制閾値内であることを証明致します。

\* RoHS2指令物質10物質対象

【対象製品・部品名称】

Table with multiple empty rows for listing target products and parts.

Table with 2 columns: 対象物質 (Target Substance) and 閾値限界(重量比%) (Threshold Limit (Weight %)).

以上

## 購入物品調査表

作成日：	年	月	日
会社名：			
部署名：			
責任者名（役職）：			印
連絡先： 電話番号	FAX_No		

対象品名：	型式・品番	重量（単位 g）：
-------	-------	-----------

Yes・Noどちらかに ○  
該当しない -

## 【生産用等購入物品（製品・部品・梱包）】調査

No	項目	質問事項	回答欄			
			Yes	No	備考	
1	梱包材	重金属の含有	梱包材にはカドミウム、6価クロム、水銀、鉛を含有していますか？回答欄Yesの場合は、含有化学物質調査結果用紙に記入			
2		塩ビ材の使用	外装梱包、緩衝材（袋等）に塩化ビニールを使用していますか？			
3		省資源（梱包材料）	過剰梱包や梱包材の低減を実施していますか？又は考慮していますか？（類似製品・部品の梱包と比較して低減しているか）			
4		材料表示（梱包材料）	プラスチック系の梱包材には材料表示をしていますか？			
5		発泡材の低減	発泡材の使用を抑え、代替化していますか？			
6-1	製品	使用禁止物質 ※1	製品・部品の製造時に禁止物質を使用していますか？（下記の表1参照）回答がYesの場合は、使用物質を使用化学物質調査結果に記入			
6-2		使用回避物質	製品・部品の製造時に回避物質を使用していますか？（下記の表2参照）回答がYesの場合は、使用物質を使用化学物質調査結果に記入			
7-1	部品	含有禁止物質	製品・部品に禁止物質を含有していますか？（下記の表3参照）回答がYesの場合は、含有物質を含有化学物質調査結果に記入			
7-2		含有回避物質	製品・部品に回避物質を含有していますか？（下記の表4参照）回答がYesの場合は、含有物質を含有化学物質調査結果に記入			
7-3	梱包材	条件付含有禁止物質	製品・部品に条件付禁止物質を含有していますか？（下記の表5参照）回答がYesの場合は、含有物質を含有化学物質調査結果に記入			
8		材料表示（製品・部品）	プラスチック系の製品・部品には材料表示をしていますか？（25g以上の成形材が望ましい）			
9	製品	遵法	リサイクル法、省エネ法等の法規に適合していますか？			
10		省資源（梱包材料）	再生資源や再生部品の利用及び小型軽量化していますか？又考慮していますか？（類似製品と比較して）			
11		省エネ	使用時及び待機時の消費電力を低減していますか？又は考慮していますか？（類似製品と比較して）			
12		廃棄	分離・分解性が考慮され、適正処理が可能ですか？			

※1 使用とは、洗浄等の製造工程に使用し製品や部品に化学物質を含有していない場合をいう。

※2 含有とは、機能や性能を満足するために意図的に添加したもので、未反応モノマー等の反応残渣や不純物は対象外。ただし、閾値レベルが設定してある化学物質については不純物等の値が許容値を超えたものは含有とみなす。

※3 条件付含有禁止物質とは、基本的には含有禁止であるが使用用途などにより除外事項がある化学物質。「除外事項」で含有している場合でもNo.7.3は回答はYesとし、様式-4に含有物質を記入して下さい。

\*CAS No. 米国化学会の一部門である  
Chemical Abstract Serviceが化学物質  
に付した番号(化学物質の固有番号)

表-1 製造工程での使用禁止物質リスト  
(製造時に使用(洗浄等)してはならない物質)

使用禁止		*CAS No.	備考
使用禁止	1	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-65-6
	2	CFC類	
	3	HFC類	
	4	ハロン類	
	5	ブロン化メタン	74-97-5
	6	テトラクロロエチレン	127-18-4
	7	ベンゼン ※1	71-43-2
	8	ペンタクロロエタン	76-01-7
	9	1, 1, 1, 2-テトラクロロエタン	630-20-6
	10	ヘキサクロロエタン	67-72-1
	11	臭化メチル(ブロンメタン)	74-83-9
	12	四塩化炭素	56-23-5
	13	1, 1, 1, 2-テトラクロロエタン	79-34-5
	14	1, 1, 1, 2-トリクロロエタン	79-00-5
	15	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4

※1:自動車用燃料は除く。

表-2 製造工程での使用回避物質リスト  
(製造時に使用(洗浄等)を回避する物質)

使用回避		CAS No.	備考
使用回避	1	1, 2-ジクロロエタン	107-06-2 含有する場合はP7別表6参照の事
	2	1, 2-ジクロロエチレン	540-59-0
	3	1, 3-ジクロロプロペン	542-75-6
	4	HFC類	
	5	HFC類	
	6	PFC類	
	7	ジクロロメタン(塩化メチレン)	75-09-2
	8	シス-1, 2-ジクロロエチレン	156-59-2
	9	トリクロロエチレン	79-01-6 含有する場合はP8別表6参照の事
	10	亜酸化窒素(一酸化二窒素)	10024-97-2
	11	六ふっ化硫黄	2851-62-4
	12	クロホルム	67-66-3

表-3 物品への含有禁止物質リスト  
(物品に含有してはならない物質)

含有禁止		CAS No.	閾値レベル ※2	備考
含有禁止	1	4-ニトロジフェニル及びその塩	93-89-3	意図的添加
	2	DDT	50-29-3	意図的添加
	3	アスベスト類	F10 別表A参照	意図的添加
	4	アルドリソ	309-00-2	意図的添加
	5	エンドリン	73-20-8	意図的添加
	6	2,4-ジクロロベンゼン	67-53-9	意図的添加
	7	ディルドリン	60-57-1	意図的添加
	8	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	意図的添加
	9	ビス(トリブチルスズ)エーテル(トブト)	56-35-9	意図的添加
	10	三重臭有機スズ化合物(トリブチルスズ、トリフェニルスズを含む)	F10 別表B参照	意図的添加
	11	1-ヘキサクロロベンゼン(HCB)	118-74-1	意図的添加
	12	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	70776-03-3	意図的添加
	13	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1336-36-3	意図的添加
	14	ポリ塩化チルフェニル(PCT)	61788-33-8	意図的添加
	15	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE)	F10 別表C参照	1000ppmまたは意図的添加 均質材料での含有濃度
	16	ポリ臭化ビフェニル類(PBB)	F11 別表D参照	1000ppmまたは意図的添加 均質材料での含有濃度
	17	アブ化合物 ※1	F11 別表E参照	意図的添加
	18	2, 4, 6-トリメトキシベンゾキシカレブチルフェノール	730-26-3	意図的添加
	19	N,N'-ジトリフルオロアセチルフェニルジアミン	27417-40-9	意図的添加
	20	N,N'-ジトリフルオロアセチルフェニルジフェニルジアミン	70290-05-0	意図的添加
	21	N,N'-ジキシルリルアセチルフェニルジアミン	28726-30-9	意図的添加
	22	塩化パラフィン(鎖長C10-13)	85355-94-8	意図的添加
	23	イソシタッス	2395-80-5	意図的添加
	24	蓄り素	7723-14-0	意図的添加
	25	トキシフェン	8001-35-2	意図的添加
	26	モノメチルジブロモジフェニルメタン(DBBT)	99688-47-8	意図的添加
	27	ジメチルジブロモジフェニルメタン(DBB)	75113-37-0	意図的添加
	28	ジメチルジブロモジフェニルメタン(DBB)	76953-69-6	意図的添加
	29	モノメチルジクロロジフェニルメタン	81161-70-8	意図的添加
	30	2-(4-1,2,3-ペンタフルオロ-2-イル)-4,6-ジtert-ブチルフェノール	3846-71-7	意図的添加
	31	パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)	---	意図的添加 ※3
	32	フルオロメチル(DMF)	624-49-7	意図的添加
	33	塩化コバルト	7646-79-9	※4
	34	ホルムアルデヒド	50-00-0	※5
	35	ジブチルスズ化合物(DBT)	F11 別表F参照	1000ppm ※6 納入物品の質量を分母にして含有濃度を
	36	ジブチルスズ化合物(DOT)	F11 別表G参照	1000ppm ※7
37	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド(TRIS)	126-72-7	意図的添加 ※1	
38	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド(TEPA)	545-55-1	意図的添加	

※1:人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性があるもの。

※2:閾値レベル

製品または部品への含有濃度(未反応モノマー等の反応残渣や不純物)がこの値を超える場合および意図的添加(含有濃度を問わない)がある場合には様式4(P20)「物品への含有化学物質調査結果」に記載願います。

注)お客様の要求により、閾値レベルは各事業部門で独自に設定する場合がありますので各事業部門の指示に従ってください。

※3:【除外用途】

・半導体用フォトレジスト

・業務用写真フィルム

※4:意図的に添加し、乾燥剤(シリカゲル等)に使用される厚度指示薬を対象とします。

※5:複合材(合板、パーティクルボード)は意図的添加、繊維・織物は均質材料での含有濃度で75ppm以上を含有禁止とします。

※6:含有濃度が閾値レベルを超える場合、なお含有濃度は金属スズ成分とします。

※7:皮膚との接触の可能性がある織物および皮革製品を対象とします。  
含有濃度が閾値レベルを超える場合、なお含有濃度は金属スズ成分とします。

表-4 物品への含有回避物質リスト  
(物品への含有を回避する物質)

含有回避		CAS No.	閾値レベル	備考
含有回避	1	ヒ素およびその化合物	F13 別表I参照	1000ppmまたは意図的添加 均質材料での含有濃度
	2	ベリリウムおよびその化合物 ※1	F13 別表I参照	1000ppmまたは意図的添加 均質材料での含有濃度
	3	ペンタクロロフェノールおよびその塩	87-86-5	意図的添加
	4	ニッケル化合物 ※2	F13 別表I参照	1000ppmまたは意図的添加 均質材料での含有濃度
	5	フタル酸エステル類 ※1	F13 別表I参照	1000ppmまたは意図的添加 可塑化した材料での含有濃度
	6	放射能物質	F13 別表I参照	意図的添加
	7	臭素系難燃剤(PBB, PBDE, HBCDDを除く)	F14 別表II参照	1000ppmまたは意図的添加 均質材料での含有濃度
	8	過塩素酸塩	7791-03-9	意図的添加
	9	塩素系難燃剤	F14 別表III参照	備考欄①または②の場合
	10	アントラセン	129-12-7	意図的添加
	11	4,4'-ジアミノジフェニルメタン(4,4'-メチレンジアニリン)	101-77-9	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性があるものは含有禁止。
	12	フタル酸ジブチル(DBP) ※1	84-74-2	意図的添加
	13	二塩化コバルト(塩化コバルト)	7646-79-9	乾燥剤(シリカゲル等)に使用の場合は含有禁止
	14	五酸化二ヒ素 ※1	1303-28-2	意図的添加
	15	三酸化二ヒ素 ※1	1327-53-3	意図的添加
	16	重クロム酸トリウム	7789-12-0	意図的添加
	17	5-ノブチル-2,4,6-トリニトロ-2-キノリン(ムスクキノリン)	81-15-2	意図的添加
	18	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) ※1	117-81-7	意図的添加
	19	4-tert-ブチルフェニル(HBCDD)および主要ジステレオマー(α-HBCDD, β-HBCDD, γ-HBCDD)	28637-59-4 3194-66-6 (134237-51-7) 134237-62-9	意図的添加
	20	ヒ酸鉛(鉛酸水素鉛)	7784-40-9	意図的添加
	21	フタル酸ジベンゾイル(DBP) ※1	85-68-7	納入物品の質量を分母にして含有濃度を
	22	ヒ酸トリエチル	15609-95-8	意図的添加
	23	アントラセンオキシド	90649-89-5	意図的添加
	24	アントラセンオキシド、アントラセンペーベスト、アントラセン縮合体	91995-71-6	意図的添加
	25	アントラセンオキシド、アントラセンペーベスト、アントラセン縮合体	91995-13-2	意図的添加
	26	アントラセンオキシド、アントラセンペーベスト	90640-82-7	意図的添加
	27	アントラセンオキシド、アントラセンペーベスト	90640-81-6	意図的添加
	28	高濃度カーボンブラック	65096-93-2	意図的添加
	29	アルミニウムシリケート耐火セラミック繊維(RCF)	---	意図的添加
	30	ジルコニアアルミニウムシリケート耐火セラミック繊維(2t-RCF)	---	意図的添加
	31	5-tert-ブチルフェノール	121-14-2	意図的添加
	32	フタル酸ジブチル(DIBP)	84-69-5	意図的添加
	33	クロム酸鉛	7758-97-6	意図的添加
	34	硝酸トリ(4-tert-ブチルフェニル)ホスフィンオキサイド(TDEP)	12656-88-8	意図的添加 ※4
	35	2-(1',3',5'-トリメチルフェニル)-4,4'-ビス(ジメチルアミノ)トリフェニルメタン	1344-37-2	意図的添加 ※4
	36	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド(TDEP)	115-96-8	意図的添加
	37	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド	79-08-1	意図的添加
	38	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド	79-01-6	意図的添加
	39	ホウ酸	10043-38-3 11113-60-1	意図的添加

※1:お客様の要求で各事業部門により「含有禁止物質」に設定する場合がありますので各事業部門の指示に従ってください。

※2:合金(ステンレス鋼)を除き、製鋼品に使用が想定される場合は可塑化した材料での含有濃度が1000ppmを超える場合には報告願います。

※3:P7別表Iに示す化合物の除外用途もしくは六価クロム化合物の除外用途として使用の場合のみ適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」かつ「六価クロム化合物」として別表5の基準を満たすこと。

表-4 物品への含有回避物質リスト(続き)  
(物品への含有を回避する物質)

含有回避		CAS No.	閾値レベル	備考
含有回避	40	四ホウ酸トリウム(無水)(5水)	1330-43-4 12170-04-3	意図的添加
	41	四ホウ酸二ナトリウム(水酸化ナトリウム四ホウ酸水合物)	12067-73-1	意図的添加
	42	クロム酸カリウム	7776-11-3	意図的添加
	43	クロム酸ナトリウム	7789-00-6	意図的添加
	44	重クロム酸アンモニウム	7789-00-6	意図的添加
	45	重クロム酸トリウム	7759-90-9	意図的添加
	46	硫酸コバルト(II)	10124-43-3	意図的添加
	47	硫酸コバルト(II)	10141-92-8	意図的添加
	48	硫酸コバルト(III)	513-79-1	意図的添加
	49	硫酸コバルト(II)	71-85-7	意図的添加
	50	2-ニトロキネチンフェノール	109-86-4	意図的添加
	51	2-ニトロキネチンフェノール	110-80-5	意図的添加
	52	三酸化クロム	1333-82-0	意図的添加
	53	三酸化クロム及びそのオリゴマーから生成される酸: クロム酸・クロム酸	7738-94-5 13530-68-2	意図的添加
	54	クロム酸トリオキシエチレン	111-115-9	意図的添加
	55	クロム酸トリオキシエチレン	7789-06-2	意図的添加
	56	フタル酸-β-ナリルン(β-NP)	68515-42-4	意図的添加
	57	ヒドランジ(無水、水合物)	7803-47-8 305-01-2	意図的添加
	58	トリエチルホスフィン	874-50-4	意図的添加
	59	1,5-ビス(トリクロロメチル)ベンゼン	965-18-4	意図的添加
	60	フタル酸ジ(β-NP)	71888-89-6	意図的添加
	61	クロム酸クロム(III)	24013-89-6	意図的添加
	62	クロム酸トリオキシエチレン	11103-86-9	意図的添加
	63	クロム酸八酸化ヒ素	49663-94-5	意図的添加
	64	アニリン-ホルムアルデヒドの混合物	28214-70-4	意図的添加
	65	フタル酸ビス(β-メトキシエチル)(DMEP)	117-85-8	意図的添加
	66	2-ニトロキネチンフェノール(α-アジリジニル)	90-04-0	意図的添加
	67	4-(1,3,5-トリメチルベンチル)フェノール、(4-tert-オクタフルオロフェノール)	149-66-9	意図的添加
	68	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	意図的添加
	69	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	意図的添加
	70	ヒ酸	7778-39-4	意図的添加
	71	ヒ酸ジブチル	7778-44-1	意図的添加
72	ヒ酸ジ(β-NP)	3683-18-6	意図的添加	
73	N,N'-ジメチルアセトアミド(DMAC)	127-19-5	意図的添加	
74	2,2'-ジ(2-メチル-4,4'-メチレンジアニリン)(MOCA)	101-14-4	意図的添加	
75	フェーカル	71-99-9	意図的添加	
76	アジ化鉛(II)	13424-46-9	意図的添加 ※4	
77	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド	15284-44-0	意図的添加 ※4	
78	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	6477-61-6	意図的添加 ※4	
79	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド	112-49-2	意図的添加 ※4	
80	1,2-ジメトキシエタン	119-71-4	意図的添加	
81	ヒ酸水素	1303-86-2	意図的添加	
82	ホルムアルデヒド	75-15-7	意図的添加	
83	メタンスルホン酸(II)	17570-76-2	意図的添加 ※4	
84	1, 8-ビス(トリブチル)シラン	2451-62-9	意図的添加	
85	1,3,5-トリブチルシランジシランジシラン	59633-74-6	意図的添加	
86	4-tert-ブチルフェノール(2-メチルフェニル)ベンゾフェノン	90-94-8	意図的添加	
87	4, 4'-ビス(ジメチルアミノ)トリフェニルメタン	101-61-1	意図的添加	
88	ペーカル	548-62-9	意図的添加	
89	ペーカル	2859-44-9	意図的添加	
90	ペンタリン	6786-33-0	意図的添加	
91	4-メチルアミノ-4',4''-ビス(ジメチルアミノ)トリフェニルメタン	561-41-1	意図的添加	

※4:P7別表Iに示す化合物の除外用途もしくは六価クロム化合物の除外用途として使用の場合のみ適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」かつ「六価クロム化合物」として別表5の基準を満たすこと。

**表-5 物品への条件付含有禁止物質リスト**

(除外事項を除いて含有を禁止する物質)

	CAS NO.	閾値レベル	備考
1	カドミウムおよびその化合物 ※1	P12 別表H参照	100ppmまたは 意図的添加
2	6価クロム化合物 ※1	P12 別表I参照	1000ppmまたは 意図的添加
3	水銀およびその化合物 ※1	P12 別表J参照	1000ppmまたは 意図的添加
4	鉛およびその化合物 ※1 ※2	P13 別表K参照	1000ppmまたは 意図的添加
5	ポリ塩化ビニル (PVC) ※3	9002-86-2	1000ppmまたは 意図的添加

※1：梱包材に含まれる鉛、カドミウム、6価クロム、水銀の含有総計量を質量比で100ppm以上は含有禁止。  
 ※2：PVCケープルに含まれる鉛は質量比で300ppm以上は含有禁止。  
 ※3：ポリ塩化ビニル (PVC)には調査範囲としてPVCコポリマー (塩化ビニルコポリマー)を含みます。

**カドミウムおよびその化合物**

除外事項	除外No.	用途
除外事項 ※4 (含有可)	8 (b) 13 (b)	電気線点中のカドミウムとその化合物 フィルタガラスおよび放射線検出に使用されるガラス中のカドミウム

**6価クロム化合物**

除外事項	除外No.	用途
除外事項 ※4 (含有可)	9	吸収式冷凍機中の炭素鋼冷却系防食用としての、冷却液中の0.75重量%までの六価クロム

**水銀およびその化合物**

除外事項	除外No.	用途
除外事項 ※4 (含有可)	3 (a) 3 (b) 3 (c)	特別目的の冷陰極蛍光灯および外部電極蛍光灯 (CCFL およびFEPL) 中の下記の水銀 3 (a) 細型 (500 mm 以下) : 3.5mg 以下の水銀 3 (b) 中型 (500 mm を超え1,500mm以下) : 5mg 以下の水銀 3 (c) 大型 (1,500 mm を超える) : 13mg 以下の水銀

**鉛およびその化合物**

除外事項	除外No.	用途
除外事項 ※4 (含有可)	5 (a) 5 (b) 6 (a) 6 (b) 6 (c) 7 (a) 7 (c)-I 7 (c)-II 7 (c)-III 7 (c)-IV 13 (a) 13 (b) 15	陰極線管のガラス中に含まれる鉛 蛍光管のガラス中の鉛: 0.2wt%以下 合金成分として、機械加工用の鋼材及び鉛鉛めっき鋼材に含まれる0.35wt%までの鉛 合金成分としてアルミ材に含まれる0.4wt%までの鉛 銅合金に含まれる4wt%までの鉛 高融点ハンダに含まれる鉛 (すなわち鉛含有率が重量で95%以上の鉛ベースの合金) コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品 (例: 圧電素子) もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品 定格電圧がAC125V またはDC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 定格電圧がAC125V またはDC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 2013年1月以降は含有禁止 (※5) 2013年1月以前に上市された製品の保守部品中であれば使用可 異種回路またはダイスタクリット半導体 (※6) の一部であるコンデンサ用のPZT系誘電体セラミック材料中の鉛 光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛 フィルタガラスおよび放射線検出用のガラス中に含まれる鉛 異種回路パッケージ (ワッパチップ) の内部半導体ダイオードおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なハンダに含まれる鉛

**ポリ塩化ビニル (PVC)**

除外事項	除外No.	用途
除外事項 (含有可)	PV1 PV2 PV3 PV4	安全規格、品質保持上でPVCでの必要性があるもの。 特殊な用途その他で代替できないもの。 顧客要請で材料指定をされたもの。 アクリル酸エステル類を含有しないもの。

※4：除外事項 (カドミウム、6価クロム、水銀、鉛) はRoHS指令 (2011/65/EU) の除外事項に準拠する。上記に記載されていない除外事項が決まった場合は除外事項と認める。また電池に関してはEU電池指令 (2006/66/EC) に従う。  
 ※5：担当する事業部門と相談し許可があれば、除外事項は継続されます。  
 ※6：ダイスタクリット半導体とは個別半導体とか単機能半導体とも呼ばれているダイオードトランジスタなどの1つの機能のみを有する単純な半導体の総称。

## 購入物品調査表(流通部品)

1.

発行日：2022年1月31日

調査依頼日：	顧客先名称：
依頼部署名：	依頼者名：
機種名称：	注文番号：
仕入先名称：	型番：
部品納期：                      製品納期：	入庫数量： 個                      調査依頼数量： 個
資材受付日：	資材担当者：
品質管理受付日：	品質管理担当者：                      /                      品質管理承認者：

2.

調査依頼の種類 ①外観検査 ②X線検査 ③通電検査（当社に検査装置がある場合） ④その他（下記に内容記載）

※上記①～④対象項目、該当を丸で囲むこと。 下記表、非該当には斜線を記入すること。

その他、内容記載

3.

No	項目	検査結果			
		異常なし(○)	異常有り(×)	備考	
①	外観	キズ・著しい汚れ・カケ・打痕・バリ			
		極性位置・極性マーク大きさ・極性マーク溝の深さ			
		印字表示・文字の大きさ・印字の掠れ・印字の位置			
		部品の大きさ・厚さ			
		リード部品の場合、リードの形状・リードの幅/長さ・リードの位置			
②	X線	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">在庫品(良品)写真</div> <div style="margin-left: 200px; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">入庫品(依頼品)写真</div>			
③	通電	正規通電検査装置による検査 (ICT・ファンクション・etc)			
④	その他				

4.

トレーサビリティ管理の有無 有り・なし

※上記どちらか、該当を丸で囲むこと。

有りの場合、下記にシリアル番号、シリアル番号付与がない場合、ロット番号及び数量を記載すること。

## 使用化学物質調査結果

作成日：	年	月	日	
会社名：				
部署名：				
責任者名（役職）：				印
連絡先：	電話番号	FAX_No		

No	製品・部品・梱包材料名	型式	使用化学物質		全廃 計画 有・無	全廃 予定 年/月	使用目的
			禁止・回避	化学物質名			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							



## 製品含有化学物質管理使用禁止一覧

2012/ 8/27現在

品名	コード	登録日	禁止理由	最終測定日	解除日	解除理由	備考
マッキー (黒)	MO-120-MC-BK	2009/ 8/25	Crの含有	2009/ 8/20			ゼブラ
マッキー極細	YYTS5-BK	2009/ 9/ 8	Crの含有	2009/ 8/21			ゼブラ
つめ替えタイプ (黒)							
マイネーム (黒)	YK#49, YKT#49	2009/ 9/ 8	Crの含有	2009/ 8/27			サクラ
MONO TWIN (黒)	MCB-111	2009/ 9/ 8	Crの含有	2009/ 8/27			TOMBOW
針ケース	胴色：緑のみ	2009/ 9/16	Crの含有	2009/ 9/ 8			
マジックインキ No. 700	M700-T1 (極細・黒)	2009/ 9/18	Crの含有	2009/ 9/ 7			寺西化学工業
マッキー極細 (黒)	YMSCR1-BK	2009/11/ 3	Crの含有	メーカー回答による			ゼブラ
マッキー細字 (黒)	YYS6-BK	2009/11/ 3	Crの含有	メーカー回答による			ゼブラ
YYTS5用インクカートリッジ	2本入り	2009/11/ 3	Crの含有	メーカー回答による			ゼブラ
マジックインキ No. 701	M700C-8 (極細・黒のみ)	2009/11/ 3	Crの含有	環境経営推進部からの連絡			寺西化学工業
ペイントマーカー (太字)	PX30-15 (赤), PX30-33 (青), PX30-2 (黄)	2009/11/ 3	Crの含有	環境経営推進部からの連絡			三菱鉛筆
アートライン油性マーカー	K-50, K-70, KR-ND	2009/11/ 3	Crの含有	環境経営推進部からの連絡			シャチハタ
アートライン潤芯	K-177, K-199, KR-ND	2009/11/ 3	Crの含有	環境経営推進部からの連絡			シャチハタ
ホワイト極細	X100W-SD	2009/11/ 3	フタル酸の含有	大陽ステンレスからの連絡			ペンテル
ホワイト中字	X100W-MD	2009/11/ 3	フタル酸の含有	大陽ステンレスからの連絡			ペンテル
ホワイト極太	X100W-LD	2009/11/ 3	フタル酸の含有	大陽ステンレスからの連絡			ペンテル
チップ抵抗		2009/11/17		2009/11/13	2009/11/21	6価クロム含有無 ・RoHS除外品	B-510700 表面刺激電極
ポリ袋 (黄色)	0.05×50×90	2010/ 8/ 5	鉛の含有	2010/ 7/26			パルテごとう
高精度真鍮ヒートシート	TSP-82	2011/ 4/12	Cdの検出	2011/ 3/ 8			TRUSCO
シリカゲル	1種A形 (混) 12.5Kg	2012/ 1/19	塩化コバルト含有	メーカー回答による			富士シリシア化学株式会社
芝生		2012/ 8/27	Pbの含有	2012/ 7/ 4			

# 株式会社宮古マランツ 宛

## 中国VOC規制GB規格施行に伴う供給部品影響調査回答書

No.	中国国内で製造し、その生産工程において上記GB規格の対象となる材料を	中国国外で製造し、その生産工程において上記GB規格の対象となる材料を	＜中国VOC規制により部品供給に影響が出る部品＞		＜VOC対象＞				＜対応状況＞ 代替済/代替評価中/代替材搜索中、	＜具体的な対応内容＞ 代替後の原材メーカー型番/
			品目番号	型番	インク	塗料	接着剤	洗浄剤		
例	×	○	123P 45678	ABC Assy			○		代替評価中、10月未完了予定	ABCメーカー「123456」/生産：中国
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

＜お取引先様ご記入欄＞	
記入日/再提出	
会社名	
所在地	
部署名	
責任者氏名	
電話番号	
Eメールアドレス	

ご記入ありがとうございました。

# 米国TSCAガイドライン一覧

2021/ 3/30現在

物質名	CAS No.	改訂前 (第 6 版)	改訂後 (第 6.1 版)
PIP(3:1)	68937-41-7	未収載	禁止物質 (段階的禁止用途および適用除外用途は除く)(*2) 管理物質 (段階的禁止用途および適用除外用途) (*2) * 米国向け製品に限る
DecaBDE	1163-19-5	禁止物質 (1000ppm以下)	禁止物質 (意図的添加禁止および 1000ppm 以下)
PCTP	133-49-3	未収載	管理物質 * 米国向け製品に限る
HCBD	87-68-3	未収載	管理物質 * 米国向け製品に限る
2,4,6-TTBP	732-26-3	未収載	管理物質 * 米国向け製品に限る

(\*1) PBT 物質 ; 難分解性、生体蓄積性および毒性 (PBT) を有する化学物質。 (\*2) 段階的禁止用途および適用除外用途は別紙 1 参照。

[PBT 規則関連 URL]2021 年 1 月 6 日付け連邦官報

PIP (3:1); <https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/06/2020-28692/phenol-isopropylated-phosphate-31-pip-31-regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic>

DecaBDE; <https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/06/2020-28686/decabromodiphenyl-ether-decabde-regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic-chemicals-under>

PCTP; <https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/06/2020-28689/pentachlorothiophenol-pctp-regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic-chemicals-under-tsca>

HCBD; <https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/06/2020-28693/hexachlorobutadiene-hcbd-regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic-chemicals-under-tsca>

2,4,6-TTBP; <https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/06/2020-28690/246-tristert-butylphenol-246-ttbp-regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic-chemicals-under>

以上

[別紙 1]

TSCA PBT 規則における規制内容とグリーン調達ガイドライン改訂内容

物質名	CAS No.	TSCA PBT 規則				グリーン調達ガイドライン 改訂内容 (第 6.1 版) * 米国向け製品に限る
		区分	用途	閾値	制限開始日	
PIP(3:1) (phenol, isopropylated phosphate (3:1)、リン酸ト リアリールイソプロ ピル化物)	68937- 41-7	禁止	段階的禁止用途、および適用除外用途を除く	なし	2021/3/9 (加工、流通 禁止、No Action Assurance 対象(*1))	禁止物質リスト収載
		段階的禁止	接着剤、封止剤	なし	2025/1/6 (加工、流通 禁止)	管理物質リスト収載 (制限開始日に禁止へ移行)
		段階的禁止	写真印刷用成形品	なし	2022/1/1 (加工、流通 禁止)	管理物質リスト収載 (制限開始日に禁止へ移行)
		適用除外	(i) 安全基準を満たす代替がない場合の航空産業用 または軍仕様様の作動油 ; (ii) グリースおよび潤滑剤 ; (iii) 自動車及び航空宇宙車両用の新規部品及び交 換部品 ; (iv) シアノアクリレート接着剤製造のための閉鎖系にお ける中間体 ; (v) 機関車及び船舶用特殊エンジンエアフィルタ ; (vi) リサイクル由来の PIP(3:1)を含むプラスチック ; (vii) リサイクル由来の PIP(3:1)含むプラスチックを使	-	適用除外	管理物質リスト収載 (記録保持義務のため)

1

物質名	CAS No.	TSCA PBT 規則	グリーン調達ガイドライン 改訂内容 (第 6.1 版)
		用した製品または成形品	

		区分				制限開始日	改訂内容 (第 6.1 版)
		区分	用途	閾値	制限開始日		
DecaBDE (decabromodiphenyl ether)、デカブロモジフェニールエーテル	1163-19-5	禁止	段階的禁止用途および適用除外用途を除く	なし	2021/3/9 (製造、輸入、加工禁止) 2022/1/6 (流通禁止)	閾値を「1000 ppm 以下」から「意図的添加禁止および 1000 ppm 以下」に変更	
		段階的禁止	原子力発電所のワイヤ及びケーブル絶縁	なし	2023/1/6 (製造、輸入、加工、流通禁止)		
		段階的禁止	新規航空宇宙用車両	なし	2024/1/6 (製造、輸入、加工、流通禁止、寿命までは流通可)		
		段階的禁止	自動車用スベアパーツ	なし	2024/1/6 (製造、輸入、加工、流通禁止、寿命までは流通可)		
		段階的禁止	輸送用プラスチックパレット	なし	2021/3/9 (製造、輸入、加工、流通禁止、寿命までは流通可)		
		適用除外	リサイクルを目的とする加工および流通 リサイクル由来の DecaBDE 含有プラスチック使用製品または成形品	-	-		-

2

物質名	CAS No.	TSCA PBT 規則				グリーン調達ガイドライン 改訂内容 (第 6.1 版) * 米国向け製品に限る
		区分	用途	閾値	制限開始日	
PCTP (pentachlorothiophenol、ペンタクロチオフェノール)	133-49-3	禁止	全て	0.1 wt%	2021/3/9 (製造、輸入、加工禁止) 2022/1/6 (流通禁止)	管理物質リスト収載
HCBd (Hexachlorobutadiene、ヘキサクロブタジエン)	87-68-3	禁止	適用除外用途を除く	なし	2021/3/9 (製造、輸入、加工、流通禁止)	管理物質リスト収載
		適用除外	塩素系溶剤製造時の副産物としての非意図的生成、廃棄物燃料としての燃焼目的での加工および商業的流通	-	-	管理物質リスト収載
2,4,6-TTBP (2,4,6-tris(tert-butyl)phenol、2,4,6-トリ-	732-26-3	禁止	容積 35 ガロン未満の容器内の 2,4,6-TTBP	0.3 wt%	2026/1/6 (流通禁止)	管理物質リスト収載

3

tert-ブチルフェノール)		禁止	2,4,6-TTBP オイルおよび潤滑剤添加剤	0.3 wt%	2026/1/6 (加工、流通禁止)	管理物質リスト収載
----------------	--	----	-------------------------	---------	--------------------	-----------

(\*1) No Action Assurance; [https://www.epa.gov/sites/production/files/2021-03/documents/oeca\\_naa\\_tsca\\_pip\\_3-1\\_rule\\_3\\_8\\_21.pdf](https://www.epa.gov/sites/production/files/2021-03/documents/oeca_naa_tsca_pip_3-1_rule_3_8_21.pdf)

**TSCA(米国有害物質規制法)に基づくPBT含有調査回答シート**

**回答希望納期:**

貴社名	
ご回答者の所属部門名	
ご回答日	

1. 含有部品または商品の有無(どちらかに)を記入ください。無しの場合は終了、有りの場合は2へお進みください。

無し

有り

2. 含有する全ての部品/商品部番、部品/商品名、含有率、用途、代替化計画を記載願います。(代替化計画未定の場合は対応時期見通しを記入)

部品/商品部番	FX部品名/製品名	PIP (3:1) リン酸トリス(イソプロピルフェニル)	PCTP ペンタクロロチオフェノール		代替化計画
		用途	含有比率(小数点以下一位まで記入)	用途	

ご回答ありがとうございました。